資料　3

温泉部会審議結果　（令和２年度第２回）

（静岡県環境審議会　温泉部会）

１　温泉法に基づく土地掘削及び増掘の許可申請について

(1)　答申までの経過

令和２年 10 月 27 日　環境審議会へ諮問
令和２年 10 月 29 日　温泉部会付託
令和２年 11 月 17 日　温泉部会審議
令和２年 11 月 24 日　環境審議会答申

(2)　諮問内容及び審議結果

番号	諮　問　内　容			審　議　結　果
	行為	掘削等の場所	概　　要	
1	動力	熱海市春日町	保護地域 水中ポンプ　7.5kw 57.6ℓ /分	申請のとおり許可することが適当である。

２【参考】温泉法

第一条(目的)　この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
第三条(土地の掘削の許可)　温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
第十一条(増掘又は動力の装置の許可等)　温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
第三十二条(審議会その他の合議制の機関への諮問)　都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項、第九条、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

○手数料：掘削申請１４万円、増堀申請１３万円、動力装置申請１１万円